

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る
競争の促進に関する検討会（第8回）議事録

- 1 日時 令和7年2月27日（木）9:30～12:00
- 2 場所 対面（中央合同庁舎第8号館特別中会議室）とオンラインの併用
- 3 出席者

【委員】

依田座長、石井委員、上沼委員、川濱委員、伊永委員、滝澤委員、日高委員、増田委員、
榊田委員、山田委員

【公正取引委員会事務総局】

岩成経済取引局長、佐久間官房審議官、稲葉デジタル市場企画調査室長

【オブザーバー】

内閣官房副長官補室、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、内閣官房国家安全保障局、
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、消費者庁、
こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

4 議題

○ 討議

法第6条及び第13条に係る規定についての討議

○依田座長 定刻になりました。ただいまから、第8回スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会を開催いたします。

本日は、仲上委員が御欠席です。石井委員、川濱委員、伊永委員、榊田佳江委員、増田悦子委員、山田委員はオンラインで御出席いただく予定です。なお、榊田佳江委員は10時半頃に御退席される予定です。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 本日は、新法第6条、それから第13条について、2つのパートに分けてそれぞれ事務局から御説明をした上で、委員の皆様にご議論いただきます。

本日の議事録につきましては、いつもどおりではありますが、発言者の御確認を経た上で公表させていただければと思います。

また、本日も記者ブリーフィングを予定しておりますので、本日の皆様からの御発言の中に記者に対して発言を控えるべき内容がございましたら、その旨おっしゃってくださいますようお願いいたします。

以上になります。

○依田座長 それでは、これから新法の第6条、第13条に関わる規定について、資料1に基づき2つのパートに分けて事務局から御説明を頂きます。

各パートの説明の終了後、御意見や御質問のある委員の皆様から御発言を頂きます。

それでは、最初に法第6条の論点について、前回、前々回の検討会において御議論いただいた第7条や第8条の正当化事由との関係を含め、事務局に整理いただきました。

まずは、事務局からの御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは、資料1の3ページを御覧ください。

まず、初めに今日1つ目の議題、第6条についてでございます。

この第6条の規定は個別アプリ事業者に対する不当に差別的な取扱いや不公正な取扱いを禁止する規定になってございます。本日御議論いただきたい事項としましては、冒頭座長からもございましたように、前回、前々回、御議論いただいた第7条や第8条の正当化事由との関係も含めどのような整理が適当であるかということ、それに加えて不当に差別的な取扱い、その他の不公正な取扱いについて具体的にどのように整理すべきかということ。こうした点について御議論いただきたいと考えております。

4ページを御覧ください。

まず、新法第6条の規定の趣旨であります。これは個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いを広範に規制することによって、個別ソフトウェア、つまりアプリに関して競争環境が歪められるということを防ぐための規定です。典型的にはアプリに対して審査を行う場合に不公正な取扱いを行うといったことを禁止するものでございます。

5ページ、御覧ください。

まずはじめに、第7条、第8条との規定の関係について、正当化事由も含めて、このような整理をすることが適当ではないかと考えてございます。

大きく2つありまして、1つ目がいわゆる迂回的行為への対応です。第6条は不公正な取扱いを広範に規制するものですので、新法第7条や第8条が規定をする禁止事項に該当する行為が不公正な取扱いに重複して該当することもある。一方で、この第7条、第8条の禁止行為に

形式的には該当しないものの、この規定の趣旨に照らすと規律の迂回的行為と考えられる場合であって、第6条に該当する場合には第6条の適用を行う場合がある。さらに第7条のただし書、第8条のただし書に該当する場合、つまり正当化事由が認められる場合には第6条に違反するものではない。こうした整理を行うことができるのではないかと考えているところです。

それから、もう1点、アプリの審査であります。こちらは前回も正当化事由との関係で御議論いただいたところですが、個別のアプリの審査に関してはこの第6条の問題であると整理いたしまして、例えば欧州のデジタルサービス法の規律の遵守を前提とするような審査項目を設定して、その審査項目に基づいてアプリの審査を行うこと自体は第6条に違反するものではないということ。加えて、前回御議論いただいた公序良俗の観点も含めて、例えばヘイトスピーチ、暴力を助長するようなコンテンツやポルノコンテンツなどを防止するといったことや、ダークパターンを防止するといったこと。こうした観点からの審査項目を設定して、アプリの審査を行うこと自体も第6条に違反するものではない、という整理をした上で、第6条に違反しない範囲内で行われたアプリの審査の結果として、代替アプリストアの提供が困難となったとしても、第7条第1号に違反するものではない。例えば、ポルノコンテンツを提供するアプリの提供を認めなかった結果としてポルノだけを配布するような代替アプリストアの提供が仮に困難になったとしても、第7条第1号には違反しない。そのような整理が可能ではないかと考えているところです。

次のページを御覧ください。

このような整理をすることによって、指定事業者による審査等ということ、これはこの検討会のプラットフォーム事業者に対するヒアリングの中でも、今後例えば公証という形で、代替的なアプリストアから提供されるアプリも含めて全てプラットフォーム事業者自身が審査をするといったような御意見もあったところですが、こうした形で指定事業者が代替アプリストアから提供されるアプリを含めてポルノ、それから暴力を助長するようなコンテンツなどが含まれていないかといった観点から審査をすることによって、こうしたものが代替的なアプリストアから提供されることも防止していくことができるのではないかと考えております。

続いて、7ページを御覧ください。

この2つ目の大きな論点として差別的な取扱い、不公正な取扱いについての考え方をまとめていくに当たって、まずこの条文上も利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施において差別的な取扱い、不公正な取扱いが行われる場合を禁止しておりますので、具体的にどのよ

うな場合を念頭に置くべきかということを整理しております。

1つ目の条件については、技術的仕様や手数料などを含めて設定された条件自体が不公正であるかどうかといった観点。それから、2つ目の取引の実施につきましては、条件自体は不公正でないという場合であっても条件の遵守を求めるような場面において、不公正な取扱いを行っているのであれば本条の規律の対象に含まれるということで、例えば規約をイメージしていただくと、1つ目は規約の内容それ自体が不公正かどうか、2つ目は規約の運用が差別的であったり不公正であったりしないかどうか。こうした観点から見ていくという整理をしております。

次に、8ページを御覧ください。

まず、不当に差別的な取扱いの整理であります。基本的な考え方といたしまして、合理的な理由なく個別アプリ事業者に対して自己と異なる取扱いをするということ。また、一部の個別アプリ事業者について他の個別アプリ事業者と異なる扱いをする、こうしたことを意味するという整理が可能かと考えております。

その上で、合理的な理由の有無につきましては、そのような取扱いをする目的、他に取得する手段があるかどうか。また、アプリ事業者が受ける不利益の程度などを総合的に勘案して判断することが適当ではないかと考えております。

さらに、解釈の明確化の観点から、具体例をガイドラインでもできるだけ盛り込んでいってはどうかということで、この第6条の規制の対象になるOS事業者、それからアプリストア事業者それぞれについて具体例を挙げております。

例えば下のところにありますように、OS事業者については代替アプリストアを利用するアプリについて審査を行う場合に、特定のアプリに対してのみ追加的な審査基準を設けるといったことを具体例として挙げております。

さらに、9ページを御覧ください。

アプリストア事業者について不当に差別的な取扱いの具体例を幾つか挙げておりますが、こちらも例えば上から3つ目にございますように、スマートフォンの利用者のトラッキングを行う場合にトラッキングの範囲や対応は同様であるにもかかわらず、個別アプリ事業者のアプリにおいてはリスクを強調した否定的な説明を条件とする一方で、指定事業者自身が提供するアプリにおいては、安全性を強調した説明からなるポップアップ表示を行う。このようなことを具体例として盛り込んでいけないかということを考えております。

次に、10ページを御覧ください。

不公正な取扱いについての基本的な考え方といたしまして、こちらも合理的な理由なく行われる行為ということで、具体的にはアプリ事業者の事業活動を拘束するような行為、又はアプリ事業者に対して不利益を与える行為、こうしたものを不公正な取扱いということで整理しております。

合理的な理由の判断については、先ほどの不当に差別的な取扱いと同様に判断するとした上で、こちらも具体例を幾つか挙げております。

OS事業者についての具体例としては、1つ目にございますように代替アプリストアを利用するアプリの審査を行う場合に、いずれのアプリについてもセキュリティなどの問題がないにもかかわらず、アプリの提供を拒否するといったことを例示しております。

次に、11ページを御覧ください。

アプリストア事業者による不公正な取扱いの具体例として、こちらも幾つか挙げておりますが、例えば上から2つ目にございますように、アプリの価格、アプリ内で提供されるコンテンツの価格に関して、指定事業者のアプリストアでの販売価格が代替アプリストアでの販売価格より高くないようにする。このような条件を課すという、いわゆる価格に関する同等性条件を設けるといったことを例として挙げております。

これらについても引き続き今後関係事業者などからも様々意見を聞きながら、この具体例のブラッシュアップですとか、更なる具体例を追加することができないかということを引き続き検討していければと考えているところです。

事務局からの説明は以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、最初に、本日御欠席されている仲上委員から事務局資料に対するコメントを頂いておりますので、事務局から代読していただきます。

○稲葉室長 事務局資料にて第6条、第13条にお示しいただいた内容につきまして、考えられるケースを詳細にガイドラインに落とし込んだ例については、どのような対応が問題となるのかが明確になり、良いと考えます。

資料6 ページの指定事業者のアプリストア及び代替アプリストアにおける審査と公証の整理については、指定事業者は実態としてはストアとしての審査と一体化していると考えられるものの、事前の確認である公証プロセスとストアの審査を分けているものとして横並びでお示し

いただいているものと理解いたしました。

以上になります。

○依田座長 続いて、本日途中退席を予定されている榊田佳江委員から、先ほどの事務局の説明について、あるいはその後の議題についてでも結構ですが、御意見や御質問等がございましたらお願いできればと思います。

榊田佳江委員、何かございませんでしょうか。

○榊田委員 おはようございます。板橋区立舟渡小学校の榊田でございます。

本日、この後、6年生を送る会の行事があるため途中退席をさせていただきます。申し訳ございません。

先日、EUではiOSで初めてポルノアプリが出る事態となったことをニュースで知り、とても不安を感じたところでございます。しかし、今の説明の6ページのイメージ図を見る限りでは日本はEUの規定よりは厳しくなると理解しましたが、合っていますでしょうか。

引き続き正当化事由も含め、青少年保護の観点からプラットフォーム事業者が全て審査していただけるということで、是非頑張っていただきたいということと、プラットフォーム事業者とも更に連携を図って情報共有し、より良いものが出来上がるといいと思っております。

以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

事務局から御回答がありましたら、お願いします。

○稲葉室長 資料6ページですけれども、仮にこのような整理をした場合には先生から御指摘のあったとおり、日本ではEUと比較して指定を受けた事業者が代替アプリストアから提供されるアプリについて審査できる範囲がより広い範囲になると考えております。

つまり指定事業者自身が、例えばポルノが自社のアプリストアだけではなくて他のアプリストアからも配布されないようにといった基準を設けて、こうした審査を行う場合には代替アプリストアからもこうした類いのアプリが提供されることを防げることになろうかと考えているところです。

○榊田委員 安心しました。ありがとうございます。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、事務局には2、3名の委員の御発言に対して、まとめて回答いただきますので、引き続き委員の皆様から御意見や御質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。オン

ライン参加の方は挙手機能を使用してください。

本日の内容はどちらかというと、競争法、競争政策的な話題が多いと思いますので、御議論は前半と後半に分けて、前半においては競争法、競争政策的な観点からの御意見や御質問を頂いて、後半におきましてはプライバシー、セキュリティ、テクノロジー等の観点から御意見、御質問を頂ければと思っております。

それでは、まず競争政策的な観点から御意見、御質問を伺いたいと思いますので、コメントがございましたら挙手をお願いします。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 基本的には第7条、第8条については正当化事由で穴を空けるということで、その前提でそれに当てはまらないものをジャッジするという立て付けなので、これは良い立て付けだと私は思っているのですけれども、気になることとして、恐らくブロックされたディベロッパーとかが、民事訴訟においてここに具体例として書かれたことを、ブロックされたからそれを解除しろという主張に使うようになるのではないかと危惧しています。

実際に、どんどん民事訴訟をやるという流れがあって、独禁法自体も民事訴訟で食べログの事例もありますし、私自身も頂いた具体例のリストを何回も読んで、これが濫用されることのないのか、という点が気になりました。例えばポルノアプリの事件は本当にビックニュースだったわけですが、あのようなことが起こってはいけないわけですよ。なので、そのようなディベロッパーでもこの規定を濫用して訴えて、実質それが理由で裁判所が差し止めたりして、そのアプリ自体も裁判の決着がつくまで出回ってしまうようなことが起こらないように書けているかというところを見る必要があって、私が見て明らかにこれは危ないというものはなかったのですけれども、会社側もきちんと見て、このような読み方をされるおそれがあるというものがないかを確認してもらう必要があるし、やはりこのメンバーでもそれを見る必要がある。そこが一番リスクですので、発想の立て付けとしてはいいと思いますが、その濫用を防ぐということが重要なポイントではないかと思っています。

○依田座長 ありがとうございます。引き続き、競争政策、競争法関係で御意見、御質問を頂ければと思っております。

滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 事務局には丁寧にまとめていただきましたので、全体的な内容について異論はございません。

また、広範に様々な事例が検討されており、それら個別の内容についても賛成しております。その上で、2点確認的質問をさせていただきます。

まず、5ページの整理のところを確認させていただきます。スライド5枚目の上の方にありますように、第7条・第8条と第6条の規制が重複する場合もあると書かれているわけですが、この重複部分について、条文を普通に読みますと、第6条が一般法的書きぶりであって、第7条、第8条の方がより個別的な条文になっていますので、第7条、第8条の方が優先的に適用される関係にあると思うのですが、その辺りが少し見えにくいように思います。それから、第7条、第8条が優先的に適用されて、そのただし書の正当化事由に該当する場合は当然第6条に該当しないというのはそのとおりですが、一応第7条、第8条の方が正当化事由が認められる範囲が狭くなっていて、第6条の方が広いということになると、第7条、第8条で認められないけれども、第6条で認められるような場合が出てくるのかどうか、という点を確認したいと思います。

特に、第7条第1号に関して前回上沼委員から御指摘のあったところですが、指定事業者がアプリストアを公証する際に一定の要件をかけることが考えられる、それを第7条ではなく第6条の枠組みで捕捉することを想定しているとしたら、第7条の規制が潜脱されることにならないのか、スライド5枚目を読んで巧みだと思う反面、少々気になった部分になります。

以上が1点目です。

もう1点は、スライド8枚目の差別に関して、ここに書かれているように、他の事業者間の差別だけでなく自己と等しく異なる取扱いをする場合も差別に含む、つまり他の事業者全員について同等の取扱いをしても、自己と異なる取扱いをする場合には差別になる、ということを明確にしている点は、妥当だと考えています。その判断については資料にお書きいただいているとおりにならざるを得ないと思いますし、また独禁法における差別的取扱いを参照して、このような書き方になっているのだろうと想像しますが、しかし、行為要件の判断だけで十分なのか、やや心配です。客観的に内容・程度を見て総合勘案するということですが、指定事業者も非常に多くの相手方と多数の取引をしている中で、競争に影響を与えるような差別でなければ結局は問題ないわけです。公取委が問題のある取引だけを取り上げるということになるのかもしれませんが、理論的に、競争に影響を与えるような差別というのが場面ごとに違う、客観的にはすごく差別のように見えても、競争上はほとんど問題ない場合もあるとしたら、

結局行為要件だけで判断すると言いながら排除効果の判断も入らざるを得なくならないか、という辺りが気になりました。

以上の2点を質問させていただきます。

○依田座長 ありがとうございます。

では、ここままで事務局からリプライをよろしくお願いいたします。

○稲葉室長 ありがとうございます。

まず、山田先生から御指摘いただいた点は、今日ここで更に御議論いただいた上でその御議論の内容も踏まえて我々事務局の方でガイドラインに具体的にどのような文言で落とし込んでいくかということをも更に検討していくことを考えておりますが、その際にはおっしゃっていたように、関係事業者も含めて更に意見を聞きながらガイドラインの具体的な文言を詰めていきたいと考えております。

それから、滝澤先生から御指摘のあった1つ目の第7条、第8条が優先適用されるのではないかという点については、この資料には具体的な記載がなかったのですが、我々としても基本的にはそのように考えておまして、御指摘を踏まえてガイドラインにもそのような旨を記載することを検討していければと思っております。

それから、2つ目の第7条、第8条と第6条の重なる部分に関してでありますけれども、基本的に第7条、第8条で正当化事由が認められるようなところに関しては、第6条でも同様だと思っております。その重なっている部分については、それぞれの正当化事由で認められる範囲が基本的に同じになるように我々としても運用していくことができないかというところで、ここも引き続き御指摘を踏まえて、この整理についてももう少しよく考えていきたいと考えております。

それから、最後の不当に差別的な取扱いの、特にこの合理的な理由の有無に関しての判断でありますけれども、実際に運用していく際にはおっしゃっていただいたように様々な観点からの、ここにありますように総合的な判断が必要になってくるかと思っております。こちらについてもガイドラインに落とし込んでいく際にはもう少しブラッシュアップすることができないかといった点も含めて考えていければと思っております。

差し当たり以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

伊永先生、お願いします。

○伊永委員 私からはまず全体の位置付けについて申し上げて、それから時間がありましたら個別の話をもた後から申し上げたいと思います。

まず全体の話ですけれども、私も事務局案について特に違和感を持ったところはありません。その意味で賛成の立場ですので、この法律の規定を運用するに当たって、このように整理するといふと思う考え方だけコメントしておこうかと思ひます。

欧州では、実際にDMAを運用するに当たってアプリの審査をAppleやGoogleが2段階でやる、すなわちアプリストアの審査と個別のアプリの審査を2段階でやっているわけですけれども、アプリストアの審査は第7条、個別のアプリの審査は第6条で扱うということで、現実に即して条文の使い分けをするといふのは運用のしやすさにつながりますので、とてもいいのではないかと思ひました。

一方で、第6条の方の解釈ですけれども、第7条と異なつて第6条では個別の行為がそれほど特定されていない、逆に言うると包括的で広範な規制が可能だといふことでありますけれども、規制の射程が広いので、この第6条に関しては第7条、第8条よりもイノベーション等の自由な活動を萎縮しないような配慮が必要で、一定程度限定的な運用がされる必要があるだろうと思ひます。

その意味で、第6条の方は必然的に正当化事由が広く認められるといふことになるのではないかと思ひます。第7条、第8条は行為が特定化されて違法といえる範囲に絞られているがゆえに、それを覆すだけの正当化事由といふのはかなり限定的に考えるべきだと思ひますけれども、第6条の方は行為が包括的であるがゆえに、対象行為をどのくらい特定するかによつて正当化事由の範囲も変わってくると考えると、第6条と第7条で、第6条の方が正当化事由が必然的に広がるという理解になるかと思ひます。

逆に言うると第7条の方は正当化事由をある程度限定的に考えてもよいのではないかといふことにつながると思ひますので、この辺り、事務局からコメントがあればお願いします。

それから、8ページに、合理的な理由の考え方について書かれておりますけれども、こちらは「合理的」といふ言葉だけになっておりますが、条文上は「不公正」となつてるところがやはり基軸になるのではないかと思ひます。

不公正かどうかといふことを判断する中身として、例示として挙がっている差別的かどうかといふことがあるし、そこに「不当に」と付いてるのは、いふならば合理的でない差別といふのを問題にしているといふことからいへば、FRAND条件と一緒にすけれども、不公正で

なおかつ合理的でなく、差別的でもないという、この3つの要素が「不公正」という文言をブレイクダウンしたときの内容となると考えられます。これらの要素に照らして、正当化事由が認められるかどうか判断すべきだろうと思います。

以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

続きまして、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 非常に精緻にまとめていただいて感謝いたします。

私の方から、第6条と第7条、第8条の関係でお聞きしたいことがありますので質問させていただきます。

個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いを広範に規制するものであって、審査の基準と運用に分けるといふ御説明もあるところですが、広範といったときにこれがどのようなことを意味していて、第7条、第8条との関係がどうかという点は、滝澤先生や伊永先生からも御指摘があったところでもあります。できるだけその関係がクリアになるような指針を示していただきたいと思います。

また、イノベーションを阻害しないようにという御指摘もあったところで、あまり広範にすることで審査の仕組みが否定されることが起きないかということが少し心配になってきましたので、そのような意味でもクリアにお示しいただきたいということです。

それから、第6条、第7条、第8条との関係で、重複して適用することもあるというのが、具体的にどのような場合になるのかが十分理解できてないところがあるような気がしています。

例えば第7条、第8条がベースに適用されるとして、第6条に当たるのは第7条、第8条の迂回行為に当たるような行為なのか。代替アプリストアのところでは引っかからないが、個別アプリのところでは引っかかるという解釈になるのか、個別アプリに対する規制と代替アプリストアに対する規制のところ、一般法、特別法という整理になるのか、その辺りがまだ私の理解が足りないところですので、もう少し整理をして教えていただきたいと思ったところです。

第7条との関係で、例えば8ページ目の一番の下の例を見ると、第7条第2項の話なのだろうかと思ったりもしますが、第6条との切り分けはどうなるのか、同等の性能を提供することが義務付けられていて、正当化事由があればそこは拒否しても構わないのか。

他方、第6条の方は技術的制約がなく、サイバーセキュリティの確保等の観点から問題がなければ、機能の利用を認めなさいということになる。技術的制約といったときに何を意味して

いるのかというところが、細かい点を見ていると気になる点ではあります。

さらに、9ページの方で、プライバシー関係の例が挙がっていますので、その部分もコメントさせていただこうと思います。

3つ目でスマートフォン利用者にひも付いた広告IDの識別子を使用、と書いてあるところですが、アプリのトラッキングについて透明性をもって表示するというのは、プライバシー、セキュリティを維持する観点から正当化されるべき場合もあるのではないかと思います。ファーストパーティについては安全性が保障されていてもサードパーティについては保障されていないとするとリスクがあるということを示すことがプライバシーやセキュリティの観点から肯定すべきとされる場合があるのではないかと考えています。

モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告で、MyDataJapanさんが意見書を出されているということは承知しておりますが、Appleさんの広告モデルと、サードパーティディベロッパーの広告モデルの間にはプライバシーの観点から差異があるということですので、日本のクロスサイトトラッキング、クロスアプリのトラッキングへの規制が弱い中で、利用者に安全性のアラートを出してあげるというのはプライバシー、セキュリティの観点から許容すべきではないかと思いました。

加えて、その下のところのアプリストアの機能で、ペアレンタルコントロール機能と書いてあるのですが、これはどの程度保障できるのか、どれぐらい維持できるのかを確認しておいた方がいいのではないかと思った次第です。

あと簡単に2点だけ。

11ページ目のスライドの3つ目と4つ目のデータについて、細かく見ていくと、少し気になるところがあります。

例えばスマートフォンの利用者に個別ソフトの名称を入力してアプリストア内検索をやってもらったときの話ですけれど、検索結果は自動で出てくるのではないかと思います。指定事業者が提供するアプリとほかの事業者が提供するアプリで、アルゴリズムを使って自動的に表示されるのではないかということですが、隣接すると駄目なのかというところが気になっています。「意図的」とありますが、自動で表示しているのではないかと思いますので、「意図的」というのはどういうことなのかなど、その辺りの例が適切なのか、こうした点も事業者の方に確認していただくと良いかと思いました。

最後に、返金要求のところについてです。これも自動でやっているのではないかと思います。

返金要求が妥当かどうかを1個1個検証しなさいと書いてあるように読めてしまい、さすがにこれは指定事業者に対する負担が大きくなってしまっているのではないかと思います。1つ1つの例を精査するときも事業者の意見もよく聞いていただくといいかと思いました。

以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、一旦ここまででまた事務局の方からリプライを頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

○稲葉室長 幾つかございまして、まず第7条、第8条と第6条の関係で、伊永先生から意見がありました、一般論としては御指摘いただいたとおりかと思っております。つまり第7条、第8条の正当化事由というのは、条文上も限定的に規定されている一方で、第6条はもう少し広い範囲で読み得るといふことかと思ひます。ただ、他方で第7条、第8条と第6条が重なる部分に関しては、基本的に同じように考えていくということもできるのではないかと思ひますが、いずれにしても今日先生方から頂いた御意見も踏まえて、その辺りの整理も最終的にガイドラインに落とし込んでいく上で、そのようなことも考えながらやっていければと思ひているところです。

それから、もう1点、8ページの合理的な理由の有無のところ、FRAND条件というような観点も重要ではないかという御指摘もありまして、こちらもその前の滝澤先生からも御指摘がありました、合理的な理由の有無の考え方について、もう少しそのような観点も含めてガイドラインの方で考え方を明確化していけないかということを検討してまいりたいと思ひます。

石井先生からも幾つかございましたが、第7条、第8条、第6条との関係というところで、特に重複して該当するといふのはという御質問がございまして、また8ページの一番最後の具体例について、どのような場面なのかという御質問がございました。これは関連するのでまとめてお答えいたしますと、基本的には重複してくるのは対アプリストアというよりは個別アプリ事業者に対する行為で、例えば第8条はアプリストア事業者によるアプリ事業者に対する様々な禁止行為を定めていますので、そうしたものは基本的にはこの第6条の不正な取扱いにも該当するものが多くあると思ひているところです。

他方で、先ほど申し上げたように重複するときには基本的には第7条、第8条を優先的に適用しますので、この第6条が適用される場面といふのはおっしゃっていたように、基本的には迂回的な行為が行われているような場合といふことで、8ページの一番最後の例を御覧

いただきますと、これは第7条第2号の規定を迂回するようなものを念頭にこうした記載をしております。

つまり第7条第2号は指定事業者自身が提供するアプリにおいて利用しているOSの機能をほかのアプリ事業者に対しても提供する、そのような規定があるところですが、指定事業者自身が特にOSを提供している場合には、今までアプリで提供していたサービスをOSと統合させるような形でアプリではなくてOSの機能の一部としてサービスを提供するといったことも可能な立場にありますので、そのような場合に第7条第2号の適用が難しくなってしまった場合であっても、この第6条が適用できるのではないかと考えているところです。

他方で御指摘があったように、基本的には第7条第2号の迂回的な行為に第6条を当てはめる場合には第7条第2号と同様に考えることが適切かと考えておまして、この例の中でもサイバーセキュリティの確保等の観点というのは第7条の正当化事由を意識しながらこうした文言を使っており、また他の事業者に対して同等の性能での機能の利用を認めないことというような形で、この具体例については基本的には第7条第2号と同じような考え方に基づいて整理しているところです。

それから、次の9ページの広告のトラッキングのところに関してはおっしゃるように、ファーストパーティのものとサードパーティのものを比較して、サードパーティのものが危険であるという場合には、そのようなリスクに関して表示をするということが適切なケースもあろうかと思いますが、ここでは飽くまでもトラッキングの範囲及び対応が同様であるにもかかわらずということで、リスクも含めて同じようなものであるにもかかわらず、こうした異なる取扱いをすることが差別的な取扱いではないかという整理をしているところです。

それから、そのほか幾つか事業者にも確認しながら、という御意見を頂きましたが、引き続きこの具体例をブラッシュアップしていく上でも、関係事業者、プラットフォーム側もそうですし、それからプラットフォームを利用されている事業者の方たちもそうですが、様々な事業者の方たちから意見を聞きながらこの具体例についても更にブラッシュアップしていければと考えております。

○依田座長 ただいまのリプライでよろしいでしょうか、石井先生、伊永先生。

○伊永委員 私は全然問題ないですが、重要なことを言い忘れたので補足させてください。

○依田座長 どうぞ、よろしく申し上げます。

○伊永委員 先ほどイノベーションへの配慮もあって第6条というのは行為を特定していく必

要があるというお話を申し上げましたが、加えて滝澤先生から競争への影響について強弱があるのではないかというお話もあったと思います。

この点について、第6条の対象事業者というのは、スマホの分野においてゲートウェイとして特に重要な事業者として指定がされた者に限られていますので、このような事業者は個別のアプリディベロッパーに対して取引上の優越的地位にあたり、排除ができる競争上非常に強い立場にあたりして、権利や義務の不均衡が生じやすいという点から、基本的には不当に差別的な条件を付けることはしてはいけないという義務を規定したものが第6条であると考えています。ただし、基本的にはと言ったのは例外があるからだということで、正当化事由が第7条、第8条に比べて広く認められるのではないかと考えているということです。

そのような考え方を私はしていますけれども、他の先生方はどのように考えるかということをもっとお聞きできればと思います。

以上です。

○依田座長 伊永先生、ありがとうございました。同様の感想を私も持っていて、大きな競争、独禁法の枠の中で今回の新しいスマホ新法が出てきたので、全体の位置付けについて大きな枠組み、どう解釈するかということも踏まえて議論した方がいいかと思っていて、後ほどお伺いしようと思っていたところであったので、特にこの中では一番経験豊富な川濱先生に御質問させていただこうと思っていたところであるので、また後ほど議論させていただきます。

石井先生、先ほどの事務局のリプライについて何か追加でありましたらお願いします。

○石井委員 非常に丁寧に御回答頂きまして感謝申し上げます。

追加でお聞きしたいところがあります。8ページ目の一番最後の例のところ、OSとアプリを統合して提供することが可能な立場という御説明があったと思いますが、アプリの範囲をどう捉えるかというのは以前からどう整理すべきか、質問をさせていただいていたと思います。指定事業者がOSに深く取り込まれたものを提供しているケースもあるかと思いますが、これは統合して提供することがまずい場合があるという理解になってくるのですが、私の理解が足りないかもしれないので、追加でお聞きできればと思います。

もう1つ、9ページ目の広告IDの例ですが、今の例の書き方ですと、トラッキングの範囲及び態様は同様であるにもかかわらず、結構限定的に書かれているように読めます。トラッキング自体は様々な要素を考慮してどの程度リスクがあるかを評価する必要があると思っています。範囲と態様で決めるという形で書いてしまってもいいのかということです。リスク評価の

中で、リスクが低い指定事業者と変わらないリスクしかないにもかかわらずとか、安全性がほぼほぼ同じであるにもかかわらずとか、少し書き方を工夫していただいた方が良いと思いました。

もう一回確認ですけれども、ペアレンタルコントロール機能、これは結構大事な点だと思いますけれども、御確認いただけるということでよろしいですね、という確認です。

○依田座長 もう一度事務局の方からリプライをお願いします。

○稲葉室長 まず、1つ目の点に関しては、アプリで提供していたものをOSと統合する形で提供すること自体が悪いといった価値判断をしているわけではなくて、先ほど申し上げたのは、例えば新法の第7条第2号というのは指定事業者が提供するアプリで利用している機能をサードパーティのディベロッパーに対しても提供するという規定になっていますので、アプリで利用していないものについては、なかなか第7条第2号が適用しづらいようなケースが出て来得るということを念頭にOS事業者というのはそうしたことができ得る立場にありますので、そうした場合には仮に第7条第2号の適用が難しかったとしても、第6条で同じように規制するという趣旨においては変わりませんので、第6条でそのような問題を同じようにカバーできる、そのような余地をしっかりと確保していくことは重要ではないかと考えているところです。

それから、2点目のところは、もともと我々としてはトラッキングの範囲と対応が同じであれば、おっしゃるような危険性やリスクということも同じになるのではないかと考えていたところではありますが、御指摘を踏まえて今後ガイドラインで具体的にどう記載していくかというところはよく検討していければと思っております。

それから、最後のペアレンタルコントロールのところも、技術的な制約があるのかなのかということも含めて、関係事業者を含めて、確認をしながらガイドラインにどのような形で落とし込んでいくことができるかということを検討していければと考えているところです。

○依田座長 ありがとうございます。

川濱先生には、先ほど伊永委員から出された問題提起について、最後に御意見を伺えればと思っております。今回のテーマに関して、一般法としての独占禁止法がある一方で、スマホ新法は個別法にあたるかと考えております。そこで、「不当な差別的取扱い」や「不公正な取扱い」といった概念について、同じ用語でありながら一般法と個別法とで解釈が矛盾するようなことがあってはならないと考えております。つまり、本ガイドラインにおいて、両者の間で解釈が大きく異なることは避けるべきだということです。ただし、伊永委員の御指摘のとおり、これ

は指定事業者に対する個別の行為規制であることから、規制の強弱には差があつてよいと考えております。一般論として言えば、仮にイノベーション阻害の懸念があつたとしても、行為規制がより厳しくなる方向であつても構わないのではないかと考えております。以上の点も含めて、川濱先生に御整理いただければと思います。

○川濱委員 伊永先生、滝澤先生と少し重複があるかも知れませんが、今おっしゃった問題も含めてコメントをしたいと思います。

まず、第6条と第7条の関係ですけれども、これはもう既に議論されて御説明があつたとおりです。明らかに第6条は包括的な規定であつて、第7条の行為というのも第6条の中に包摂可能な内容であることは確かです。ただ、第7条の方が特定して弊害が高いことから正当化事由に関してもかなり限定するという形でその行為の規定の軸を定めたものになっています。

ということは、潜在的には第7条違反は第6条違反でもあり得るけれども、そのときにわざわざ第6条を持ち出す必要はないということで、これは特別法、一般法の一般的な考え方になっていると考えられます。

逆に言うと第7条、第8条の規定の範囲内であるけれども、規制の趣旨から考えたら入つてもいいけれども、テクニカルな事情から入つてこないもの、いわゆる迂回行為などに関しては第6条の適用があるというのもこれも御説明のとおりで、スライド8枚目の最後に出された例は非常に巧みに作られていると思います。

OSに入つてしまえば確かに射程外なので、またこのアプリケーションの技術をOSの中に組み込んでいくということは、これ自身は別に競争法上何か問題があるわけではないけれども、濫用される危険性の高い行為だということは、これはもうこの世界のことを少し知っている人間にとっては自明のことだと思います。合衆国の2000年のマイクロソフト事件がその典型的なものであるように、競合しているものを取り込んでいくというのは非常に危険なわけです。その際にとりわけ問題とすべきは、従来存在していた独立したアプリにハンディキャップを与えることです。これを迂回として規制するというのは非常に正しい方向だし、適切な事例かと考えます。

その上で、これは個別の論点のところ、これはもう既に滝澤委員、伊永委員から御質問があつたところで、差別的な取扱いに関する問題、これに関して伊永委員からFRANDという形での明確化が図れるのではないかと御指摘もありましたし、滝澤委員からもこの内容の明確化に関する意見もあつたかと思つています。

私もその点に関して付言したいと思います。ここの部分で、不当に差別的な取扱いになるかどうかのところ、まず1つ目は合理的な利用の有無については取扱いに対する目的、目的のために他に取手得る手段の有無及び内容、並びに云々というところで最後の総合的考慮、これは一見これでいいかのように思うのですけれども、もう少し明確化するためにはまず目的の妥当性の問題が重要だと思います。これには広範な目的が入ることは前提となっているような印象を受けますが、ここで目的として考えるのにふさわしいものというのはおのずから限定されるはずで、例えば単なる事業上の合理性なるものは、競争促進効果と評価できるだけの実質をもたないとこの目的の中に入らないと思われる。

このように目的と妥当性、それから目的のためにLRAの審査に入る前に、まず目的に照らしてその採っている手段というのが必要なものであるかどうか。要するにその機能を達成するだけの必要性を持っているかどうかということがあって、その中でその詳細審査でLRAが入ってくるということを確認しておくことも重要なのではないかと考えられます。

FRAND系の話も重要ですが、ここの場合、規律それ自身の妥当性の問題というのもあり得るわけなので、その点から考えたら、この段階である程度そこも明確に書いておく必要があるのではないかという気がいたしました。

それから、その観点で第6条の差別とそれから独禁法との関係で、第6条の包括規定の場合に、反競争効果は必要なのかということ、これが恐らく伊永先生が回答され、依田座長から御下問になった問題かと思うのですが、この問題は基本的に伊永委員と同じように考えておられて、ここは基本的に指定事業者の持つ強大な力で、これは優越的地位の濫用だけではなくて、差別的な介入をすることによって、競争阻害効果も非常に大きいことが想定されます。

強大な差別をする力の危険性というのは政府介入に極めて懐疑的なハイエクなども言うように、それは相手方にとっても抑圧的でありかつ競争にとっても非常に危険性が高いものです。この法律は、主体を絞って特別な立法をしたわけだから、個別具体的なところで公正競争阻害性の立証のようなものが必要ないというような形で立法されたものです。

これは業法でよく見られる差別の禁止規定があったときに、個別具体的な反競争効果の立証を要求せずに、結局相手方が具体的にどのような悪影響を被るかということに軸を絞ってやるのと類似するものだと考えられます。ここでも、その点では規制改革以降のテレコム法などのようなところと類似なところがあるのではないかというような、依田先生が以前おっしゃった問題に似通った問題があるのではないかというところがございます。

その点でいくと、ここではやはり広範に差別を禁止するような、不公正な取扱いを禁止するという規制がやはり予防的に必要だから入っているのだと。そこでは具体的な公正競争を阻害しているものに類似したものになるということは必要とされていない。

ただ、具体的にそれが相手方にとっては一定の影響を受けて、不利益の程度がある程度大きいものであることが要求されるというのは当然のことですけれども、その程度のことにとどまるのではないかということです。

今回の様々な事例、もう既にガイドラインに書くべき様々な事例に関して、いろいろ御意見も挙がっており、またその御意見はもっともだと思えるのですけれども、これは私が見るところ典型的な例に関してかなり条件を絞り込んだ形で書かれている。

もちろんこの条件の中で少し評価を変えていくと、どうなるのかという事例を少しずらしたら評価が変わるではないかという。あるいは評価的要因が入ってくるのだったら、その部分で間違ったらどうなるのかというような御懸念はよく分かるのですけれども、典型的にはこれは政府がやっていることをある程度みんなが分かるわけで、その境界領域の部分のところを全て明らかにするということは、これは様々な事情を全て参酌しなければいけないのだからガイドラインに挙げることは困難な事柄だと理解しております。

また、この書き方によっては私訴を用いた、これは多分公取が運用するときにはそれほど危険性はないけれども、私訴のときには濫用される危険性があるのではないかという御懸念もあったようですけれども、特に差止請求が認められた結果、大きくエコシステムに影響するのではないかという懸念もありますが、これはもう皆さん御存じのとおり日本で不公正な取引方法で差止請求が導入されてから、実質的に差止請求が認められた事件というのは極めて微々たるもので、心配には及ばないのではないかという印象でございます。

私のコメントは以上でございます。

○依田座長 川濱委員の今のコメントにリプライを頂きたいと思いますが、私からも1点、事務局に御質問をさせていただきたい。伊永委員の御意見の中に出てきた優越的地位濫用性というのは今回のガイドラインの中に出てくるものかどうか。指定されるということ自体が事実上非常に近い概念として、優越的地位、スマホのエコシステムの中に近いとは思いますが、全く同じものではないと思うので、そこも併せて教えていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○稲葉室長 まず川濱先生からいただいたコメント、合理的な理由についてガイドラインで更

なる明確化が必要ではないか、特に目的の妥当性、それから手段の相当性に関してですが、今日も委員から様々な御意見を頂きましたので、こうした本日の議論を踏まえて、更にガイドラインでどのように落とし込んでいくことができるかという検討を進めていきたいと考えております。

それから、今、座長から御指摘があった優越的な地位の濫用との関係につきましては、基本的には独禁法の優越的地位の濫用に該当するような行為についてもこのスマホ新法で対応していくことができるようになってきていると考えております。

まず、目的規定においても、自社の商品や役務を競争上優位にすることに加えまして、特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより公正かつ自由な競争の促進を図るということを目的として掲げております。

その上で、独禁法にあるような優越的地位の認定ということをするわけではありませんけれども、伊永委員からも御指摘のあったように基本的には一定の規模を持っている大規模なプラットフォーム事業者を指定するという立て付けになっているということを踏まえたと、そのような事業者が行う取引先に対して不利益を与えるような行為というのは基本的には独禁法の優越的地位の濫用になっていくようなものがあるということかと思えます。

具体的には今日の資料の中でも不公正な取扱いについて、10ページの方で、こうした整理をしてはどうかということで提示をさせていただいておりますが、基本的なところとして、不公正な取扱いについては合理的な理由なくアプリ事業者の事業活動を拘束するといった行為に加えまして、アプリ事業者に対して不利益を与える行為を含むということをガイドラインの方でも書いていければと考えておりますので、こうしたところで独禁法上の優越的地位の濫用に当たるような行為もこのスマホ新法でカバーしていくことができるのではないかと考えているところです。

○依田座長 ありがとうございます。

滝澤先生、経済法全般の整合性の観点で、今までかなり議論してきたところで、何か気になる点はありませんか。

○滝澤委員 いえ、今御説明いただいた内容で整合的だと思います。

先ほどから議論になっております不当に差別的な取扱いに関しまして、すでに川濱委員や伊永委員から御説明いただいておりますように、本法の場合はOSやアプリストアという個別アプリ事業者にとってのボトルネックについて指定された事業者に係る取引で、しかも取引内容

も特定のものに限られているので、そこで差別が行われるとイコールフットイングが確保されず、排除効果が生じやすい関係にあるのは確かですので、ある程度、差別という行為要件に絞って厳しく判断するというのはそれはそれで一つの考え方として賛成できるように思います。また、本法を基礎付けているモバイル・エコシステム最終報告ではFRANDという提言がされていたことも承知しているのですが、最終的に成立した本法6条はそこまで要求しているように読めないで、ガイドラインでどこまで書き込めるかについては若干気になるところでして、書くとなればその分きちんと説明する必要があるように思います。

○依田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。上沼委員、お願いします。

○上沼委員 不公正な取引のところの、10ページで気になったのは公証の費用を取るということについてです。EUで費用を徴収しているということについて、事業者さんから懸念が示されていたので、費用を取ることは不公正の取扱いには当たらないけれども、それが高額だと現状とあまり変わらないことになってしまうと思いますので、その辺の言及があってもいいかと思いました。

○依田座長 今の点、いかがでしょうか。

○稲葉室長 おっしゃっていただいたように、費用を回収するとか一定の手数料を取ること、それ自体は第6条にも違反するものではないと考えておりますので、御指摘を踏まえて、こちらもどのような形でガイドラインに落とし込んでいくことができるかということを考えていければと思います。

○依田座長 ありがとうございます。

競争政策関係で一通り御意見を伺ったというつもりでおりますが、何か言い残した点や追加のコメントはございませんか。

そうすると、この第6条関係でプライバシー、セキュリティ、セーフティ、テクノロジーの観点、そのほか気になる点、関連する話題で何かございますか。日高委員、何かございませんか。

○日高委員 私の方から1点です。6ページのイメージ図が非常に良くまとめられているところと、御説明いただいたところで気を付けていただきたい事業者、運用のところですが、指定事業者により公証等で日本のアプリストア上で配布されているソフトウェアに関して審査を行う構造になります。ユーザー体験を考えると基本的にはアプリストアによる審査

と一体性もある程度あるはずで事前審査のような形で同じチェック項目があり、指定事業者による審査部分を類推できる状況です。

この6ページの図は非常にきれいに書かれておりまして、OSの部分とアプリストアの部分というのが2段構造になるというのは法律等の構造から見ても大分きれいだと思う反面、実際には審査の運用が一体化してしまうことによって、OSに対する審査が最も厳しいといえますか、かなり厳しくなってしまうと、ほぼアプリストアの審査とイコールになるみたいな状況が起きやすい構造ではと少し危惧しております。

この点、ガイドライン等を充実させていくという方針を頂いておりますので、例えばアプリストア等であれば、日本のアプリストアと、中国や北米、様々な地域のアプリストアで運営を分けている指定事業者の事情もありますので、審査基準等については例えばローカライズ等の観点から日本の企業が国際的に、例えばマンガやゲームのようなIPを出す際に同じような競争上の阻害点がないかみたいなチェック等を事業者のやる内容に応じて広めにヒアリングを取っていただけると、より安心できる、より明確な基準が作れるのではないかと思います。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、プライバシー、セキュリティ、セーフティ、テクノロジー関係でコメントはございませんか。

上沼委員、よろしく申し上げます。

○上沼委員 5ページ目ですけれども、以下の審査項目を設定し、という部分が限定的に読まれてしまうと、少し心配だと思っています。特にSPSIは推奨項目が多いのですが、このような推奨項目を履行するよう求めると、第6条の違反になるということになってしまわないか、ということ懸念しています。余り要求レベルを高くしたらそれはそれで競争制限効果になってしまいかねないので、この辺の審査項目の書き方としてどのレベルに置くのかは、難しいとは思いますが、例えば公的なガイドラインで推奨されているとか、そういうレベルであれば求めたとしても違法とならないことが分かるような項目にさせていただくと有り難いかと思います。

○依田座長 増田委員、お待たせしてすみませんでした。お願いいたします。

○増田委員 今回、ガイドラインに具体例を記載することや、取り上げられている具体例については賛成します。さらに、具体例を検討して追加していただきたいと思っております。

また、今後実効性確保のために事業者の方々に十分理解していただくように御尽力いただきたいと願っております。

まず、5ページですけれども、日本において審査項目を拡大して安全性を確保するという点については是非お願いしたいと思っております。

指定事業者が指定する審査項目として、違反するものではないと提案された項目は不適切なアプリの流通を防止するものですので、むしろ上沼先生がおっしゃったとおり、必ず審査項目として入れていただきたい項目であると考えております。

最近では、オンラインゲームの中で勧誘されて闇バイトに誘導されている状況も確認されています。今回の指定事業者の審査の対象外とは思いますが、アプリ内での監視体制が十分であったのかというのは非常に疑問に思っている点でございます。

9ページですけれども、アプリランキングについてです。ランキングやダウンロード数、レビュースコアなどはアプリの内容を知らずに購入する消費者にとっては非常に重要な情報ですので、事実と異なったり、自己の提供するアプリを優先させるということは認めるべきではないと考えています。

ですが、アプリの性質や安全性の面から考えると、ダウンロード数やレビュースコアだけで必ずしもお勧めすべきアプリとはならないので、ランキングを決定する要素については、どのように考えるべきなのか、教えていただければと思います。

それから、11ページ、上から4つ目の丸ですけれども、個別アプリの利用者からの返金要求について、個別アプリ事業者の判断が必ずしも正しいとは限らないことを経験しています。指定事業者の判断基準と、個別アプリ事業者の判断基準が異なるケースも想定されますので、特に未成年者取消しの場面での争いが多いことから、指定事業者における自動確認プロセスを含む検証を適切に行うことを前提として行うということについて賛成したいと思っております。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

では、ここまででまた事務局からリプライを頂きます。お願いいたします。

○稲葉室長 日高委員と上沼委員から頂いた御意見は共通するところがあると思いますが、ガイドラインについては今日頂いた御議論も踏まえて、更に具体化を図っていきたいと思っております。日高委員から頂いた御指摘にも留意しながら具体的にどのような形で書いていくかということを考えていきたいと思っております。

また、更にSPSIとの接続といったような観点もございましたので、これも引き続き関係省庁と連携しながら、具体的にどのようなことがガイドラインに書けるかという検討をしていければと考えております。

それから、最後に、増田委員から御指摘を頂いたところに関しては、御指摘のとおり、更に具体例を増やしていくということで、我々としてもこれまでも関係事業者と様々な形でコミュニケーションを取りながらこうしたものをまとめてきているところではありますが、引き続きやっていきたいと思っております。

それから、不適切なアプリを防ぐというところに関して、今御指摘のあったような指定事業者自身が運営しているアプリストアでも起こってしまっているようなものというところに関しては引き続きこの法律の枠組みの範囲内で対応していくというところとはまた別の問題ということになってくるかと思っております、今回の第6条、第7条、第8条の正当化事由に関しては、基本的にはサードパーティのアプリストアが新しく入ってきたとしても、そこについて今の水準と比べた場合にできるだけリスクが増えないようにしていく、基本的にそのような方向での対応が基本的念頭に置かれていると考えているところです。

それから、最後にランキングを決定する要素についての御質問がありましたが、これは各事業者によって様々な要素、例えば、ダウンロード数だけではなくて、ユーザー側の評価などに基づいて決定されるような場合もあろうかと思えますし、またランキングだけではなくてお勧めの表示のようなものについても、例えば検索をされたワードとの関連性といった様々な要素を踏まえて、そのユーザーに一番最適だと考えるものが表示されるというのが基本的な仕組みかと理解しているところです。

以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

私から1点だけ、これまで委員の皆さんからの御議論の中では触れられていなかった点で、気になっていることがございます。5ページの、いわゆるダークパターンの記述についてです。正直申し上げて、事務局の皆さんも御苦労されているのだろうと拝察しております、それが「いわゆるダークパターン」の「いわゆる」という文言に表れているように思います。ですが、もし私が指定事業者であれば、「いわゆるとは何か」と突っ込みたくなるところです。

多分、指定事業者側も、もはや「イノベーション阻害だから規制はすべきでない」といった主張が通用しないことは理解しているはずですが、そうである以上、今後、「これはダークパタ

ーンだから厳しく審査していく」というスタンスで対応していくのは、指定事業者としても当然予想される反応だと思います。ただ、現状では、ダークパターンの明確な定義が、競争法上も、恐らく消費者保護法上にも存在していません。

ここでざっと例示されている事例を見ても、消費者庁、公正取引委員会、総務省、そして最近では個人情報保護委員会など、複数の機関がそれぞれ厳密な整合性なくダークパターンを議論しているのが現状です。まだ法律上の定義や条文化もなされていない中で、公正取引委員会が率先してガイドラインに「ダークパターン」という語を無定義のまま盛り込むのは、非常に難しい問題をはらむおそれがあります。現時点で、私自身どう取り扱えばよいか考えあぐねているところです。

恐らく一番関連が深いのは消費者庁であり、特定商取引法（特商法）ではダークパターンの定義こそないものの、有利誤認や優良誤認の概念があります。かつて消費者庁で「特定デジタルプラットフォーム消費者利益保護法」を担当されていた加納元課長（現在は昭和女子大学に御在職）に私が確認したところ、実感としては、いわゆるダークパターンとされている事例のうち、特商法でカバーできるのは半分程度にとどまるのではないかと感じました。

また、ダークパターンの定義について加納先生は、明確な定義はないと前置きしつつ、第1に「消費者を無意識に誘導するもの」、第2に「消費者に不利益が生じ、かつ事業者側に利益が生じるもの」との2点を挙げておられました。私からはそのうち第1点について、「消費者を無意識に誘導する場合、事業者の悪意の存在は必要か」と伺ったところ、「善意であっても、無意識に誘導してしまうものであればダークパターンに該当し得る」との御見解でした。

さらにもう1点、事業者側だけでなく、消費者側にも一定の自己責任が問われるような認知限界が存在するケースであっても、加納先生の個人的見解としては、それもダークパターンに含まれる可能性があるとのことでした。ただし、以上はあくまで当時の担当課長としての見解に過ぎず、法令上の明確な定義が存在するわけではありません。

したがって、こうした点をどのように今後のガイドラインに落とし込むかは非常に重要かつ困難な課題であり、この点について事務局の御見解を伺えればと思っております。ダークパターンは、今後のガイドラインでも繰り返し登場してくる概念かと存じます。

○稲葉室長 何らかの形でガイドラインには関連する記載を盛り込めればと思っておりますが、今、座長からも御指摘を頂いたように、少なくとも我が国では決まった定義がないと認識をしておりますので、単にいわゆるダークパターンと書くだけでは我々としても少し足りないところ

ろがあるかと思しますので、今頂いたような御指摘も踏まえながら、基本的には我々の認識としてもユーザーを欺いたり、何らかの操作のようなことをするような方法でユーザーインターフェースを設計するようなものであるという認識をしているところでありますけれども、ガイドライン上、これをどう表現していくかということは引き続きよく検討していきたいと考えております。

○依田座長 石井先生、ダークパターンについて御意見はございませんか。

○石井委員 難しい件の御指名を頂いたと思いながら伺っておりました。確かに法令上、ダークパターンというカテゴリーを決めて規制しているわけではないので、いわゆる「ダークパターン」とだけ書いてしまうと、何でも入ってしまう可能性があり、広告表示も誘導的だということそれはダークパターンであると言われかねないので、広がり過ぎる可能性はあると思います。

法令上、ステルスマーケティングと定期購入については、手当がなされているところではありますが、私が承知している限りですと、加納先生のところで調査されていて、その成果が恐らく出てくるのではないかと思います。それを踏まえて、悪質性の高いものがある程度カテゴリー化できれば、それを例として書く方法は考えられるかと思いました。

Cookieの話も、ダークパターンの1つだと言われるとその概念に含まれるということもありますので、ダークパターンと言われる行為の中でも、悪質性の高い類型、これを洗い出して具体例として幾つか挙げて、ダークパターンについて余り広がり過ぎないような整理は確かに必要かと思えます。今すぐ規制を入れるべき類型を挙げられるわけではないので抽象的なお答えになってしまいますが、思ったこととしては以上になります。

○依田座長 ダークパターンのガイドラインへの書き込み方について、何かほかに御意見がある方は。

川濱先生、お願いいたします。

○川濱委員 今のダークパターンの問題ですけれども、確かにダークパターンに関して、日本の現行法では対応困難な様々な問題があることは確かです。法的な手当が必要なダークパターンの問題と、ここで規定するダークパターンの問題でいうと、こちらの方は明確な定義というのはそれほど必要がないところで、言うならばダークパターンに名を借りて、何でもできるようにしてはいけないという程度のことだろうと思えます。

というのは、ポルノの規制にしても、ポルノとは何なのかということの問題というのは、これはダークパターンの定義以上に難しいところがあって、表現の自由との関係で非常に難点が

あるということは確かなことだろうという気がいたします。

その点でいくと、ここではF T Cなどで、消費者の利益の問題とそれからダークパターンの一定の悪性の持つタイプを特定して、同じようなタイプのダークパターンの規制をそのまま、これを企業側が主体的にやるということは今のところ第6条で認めている他のものと変わらないということで、この部分ではダークパターンの解明というよりはダークパターンに名を借りた、何でもできるわけではないということを絞っているのだということさえ示されれば十分だというのがここでの法技術的な展開の仕方だという気がいたします。

○依田座長 ありがとうございます。

ほかにどのような論点でも結構ですが、石井先生、どうぞ、お願いします。

○石井委員 ダークパターンのところで1点、お伝えしそびれたのですが、実際に審査するときに、どこまでできるのかという観点も考慮に入れておいた方がいいのではないかと思います。

例えば、解約経路が複雑だというのは、日本でも問題になりましたが、そのような仕組みを入れていることを審査して、これは不当だから排除できるということを指定事業者の方で判断できるのかどうかというところ、この点も現実的に可能な範囲を見極める必要もあるかと思っただけのところではあります。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

どうぞ、滝澤委員、お願いします。

○滝澤委員 今、先生方がおっしゃったことの繰り返しとなりますが、特に川濱先生の御意見が我が意を得たりという感じがしております。ここに挙げられた内容、具体的には、ヘイトスピーチ、暴力的・差別的コンテンツ、ポルノ等々表現内容の判断については難しい問題がある。ダークパターンについても、現状でもまだ規制されていない問題がこれくらいあると分かっているものもあります。これから3年以内に新たなダークパターンというか、今は予見し得ない新たな問題類型も出てくる可能性がありますので、そういうものにも対応できることが望ましい、そうすると縛り過ぎてしまうのも問題だと思います。

そうしますと、結局石井先生がおっしゃったことに近いのですけれども、問題点を具体的に掲げて、その目的に沿ってきちんと審査しているか、実際に問題になったときに、それを指定事業者側が説明できるか、立証できるか、ということに尽きるというか、そちらがより重要で

あるような気もいたしました。

○依田座長 ありがとうございます。石井委員、どうぞ。

○石井委員 一言だけですが、ダークパターンについて、ほかのところで列挙されている項目と違っているところとして、手法が問題になるという観点があるのではないかと思います。暴力的なコンテンツや差別的なコンテンツは、コンテンツの話になってきますので、それがよろしくないかどうなのかというのは、ある程度の基準を持って評価できるのではないかと思います。ダークパターンは方法の不当性を含めて指定事業者が見なければならないという問題が出てくるような気がしました。そのような意味で、ダークパターンを理由に拒否しました、審査で駄目になりましたといったときの説明ができる程度の明らかな手法を、例としてある程度挙げておく必要があって、新しいものがでてきたらそれに対応することができるようにしておいた方がいいとは思いますが、いずれにせよ手法を考慮に入れた審査になってくるだろうと思った次第です。

○依田座長 先ほど石井委員がおっしゃってくださったように、加納様は今は昭和女子大ですが、消費者庁の徳島の国際研究センターの事業として、報告書を多分今年度末までにまとめられると思うので、いわゆるダークパターンの定義についてはこういうものがあるという形で、消費者庁から出る報告書を言及できれば随分公正取引委員会の御苦勞が減るかという印象は持っているのですが、またそこを相互に意見交換してもらえるといいかと思っております。

では、この話はここまでで、伊永委員、どうぞお願いします。

○伊永委員 私の方は、問題となる行為の例の追記の提案になります。今回のスマホ法第6条というのはDMAでいうと第6条第12項に対応する規定といえると思うのですがけれども、その他、広範な規制を可能にする条項ですので、DMAの対応条項で明示的に挙げられている規律と合わせる形で、第6条で読み込める部分是指針中に例示として挙げておいたらどうかと思います。これは国際的な足並みをそろえるという意味もあって、規制対象となる事業者側が各国の法規制の違いに混乱しないようにするために、例示として挙げておいたらどうかと思うものです。

例えばスライドの11ページの2番目に最恵国待遇条項の禁止が挙げられていますけれども、これがDMAでいうところの第5条第3項で禁止されている行為に当たります。このような形で入れていただければ十分かと思いますが、ほかにはDMAで第6条第13項に不当な解除条項の禁止というのがあって、不当なダークパターンの禁止にも関係していると思うのですが、ユ

ユーザーが退会しようと思ったときに、追加の退会料を取られるとか、非常に複雑な下層のサイトに解約のボタンがあって、解約のボタンまでたどり着けないとか、そのようなものを禁止するという規定があります。ユーザーや利用事業者が困難なく解約ができるというのは大事なことかと思しますので、DMAの規定を参考に、第6条の違反の例として挙げてもらえたらと思います。

それから、もう1つあって、DMAの第5条第6項に当局への違反申告や裁判所へ不服申立てを行うことを制限することを禁止するという規定があるのですが、これも入れておいたらどうかと思いましたので、御検討いただければと思います。

○依田座長 ありがとうございます。

今の御提案は新たな検討が必要になることなので、一旦また事務局から対応していただければと思いますが、今のところ何かリプライはございますか。

○稲葉室長 第6条の規定ぶりとか、それから第6条の趣旨を踏まえて、入れられるようなものがあればできるだけ具体例、想定例として入れられないかということで検討していきたいと思えます。

おっしゃっていただいた点はいずれも重要だと思いますけれども、例えば解約困難にさせることを規制するというところに関しては、第6条はOS事業者やアプリストア事業者がアプリ事業者に対して行う不公正な取扱いを禁止するものなので、そのような観点からどのようにこの具体例として盛り込めるかなど、少し検討が必要かと思いますが、いずれにせよDMAの規定も参考にしながら取り入れられそうなものについては取り入れていくということで検討していければと思います。

それから、当局に対する情報提供に関してはこの新法の中でも第15条の規制がありまして、公正取引委員会に対して報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないという規定もありますので、こうしたところとの関係を踏まえながら御指摘を踏まえて考えていければと思っています。

○依田座長 ありがとうございます。

伊永委員、どうぞ。

○伊永委員 スマホ法第15条との関係ですけど、15条は公取委に報告することだけが駄目ではかの省庁等に対する行為というのは読めないという理解でいいですか。裁判を起こすとかいうことも含めて、読めないのであれば第6条で押さえておいた方がいいかと思いましたので、そ

のような趣旨での発言です。

○依田座長 ありがとうございます。

事務局には御意見をもち帰って検討いただきます。

では、一旦ここで休憩にさせてもらいまして、11時7分からまた再開させていただければと思います。

(休 憩)

○依田座長 それでは、時間になりましたので、議事を再開いたします。

本日2つ目のテーマである、法第13条に関する議論に移りたいと思います。

まずは事務局からの御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは事務局資料の12ページを御覧ください。

新法第13条の規定は、仕様の設定や変更、利用条件の設定や変更、また利用拒絶について、公正取引委員会規則で定めるところによりアプリ事業者などがこのような措置に円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、体制整備、といった必要な措置を講じることを義務付けているものになります。

本日は公正取引委員会規則で定めることとされているこうした必要な措置について、具体的にどのような点を規定するか、またそれについてガイドラインでどのように明確化を図っていくことが適当かということについて御議論いただければと考えております。

まず、13ページになりますが、具体的な措置の内容を検討していくに当たりまして、13条の規定は基本動作ソフトウェア、OS、それからアプリストア、ブラウザに関して、個別のアプリ事業者等が仕様変更などに円滑に対応できるようにすることによって、このような個別アプリ事業者等における予期せぬ不利益の防止を狙いとする規定であります。

この規制の対象になっていますOS、アプリストア、ブラウザのうちアプリストアについては同様の規律を設けている現行のプラットフォーム取引透明化法を参考にしながら、透明化法の規律内容が新法においても実質的に充足されて、新法の下で一元的に規制できるようにしていくことが重要ではないかと考えております。

14ページになりますが、一方で、OSとブラウザについてはウェブサイト事業者との間では利用規約などがそもそも存在しませんので、それについて開示義務を設けることは不要ではないかということ。加えて、同じくウェブサイト事業者との間では通常明確な契約関係がありませんので、保護に値する記載がないということが言えるかと思っておりますので、利用拒絶について

も開示義務を設けることは不要ではないかと考えております。

こうした点を整理しますと、下の表のとおりこの表のうち丸を付けたものについて公正取引委員会規則において具体的なルールを規定していくことが適当ではないかと考えているところ
です。

その具体的なルールについて、まず15ページになりますが、大きく3つに分けております。

1つ目が設定する仕様や利用条件についての情報開示の義務の内容やその方法について、と
なります。

まず、開示義務の対象になっている仕様ですけれども、仕様についてはこちらにも記載をし
ていますように、アプリ事業者等の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限定をするとい
うこと、かつ公開されることによってユーザーの利益を害するおそれがあるものを除く。こう
したことを規則で定めていくことが適当ではないかと考えております。

具体的には下にありますように、例えばバグの修正に伴うような仕様に関してはウェブサイト
事業者への事業活動に相当程度の影響を与えるものではないことから、開示の必要がないと
考えられますし、またアプリストアのランキングの表示に関する仔細なアルゴリズムの情報が
公開されますと、それを悪用されるリスクがありますので、こうしたものは開示の必要がない
ということをごガイドラインで明確化を図っていくこととしてはどうかと考えているところです。

次に、16ページを御覧ください。

利用条件についてですが、こちらについては特に開示する必要がある事項について、現行の
透明化法も参考にしながら、例えば一番上のOSのアプリストアに関する指定事業者への義務
として、特定ソフトウェアの利用拒絶の判断基準の開示をする。また、指定事業者自身が指定
する商品やサービスの利用を要請するような場合には、その内容や理由について開示をする。
こうしたことを規則で定めていくことが適当ではないかと考えております。

次に、17ページを御覧ください。

こうした情報開示の方法についてであります。こちら透明化法を参考に、ウェブサイト
事業者、それから個別アプリ事業者などの利用事業者にとって分かりやすいようにというこ
とで、開示の方法については明確かつ平易な表現、それから日本語を用いるということ。また、
こうした利用事業者にとって随時参照可能とする。こうしたことを規則で定めていってはどう
かと考えております。

次に、18ページを御覧ください。

2つ目としまして、仕様や利用条件の変更、それから利用拒絶について期間の確保や情報開示の義務がかかっていますが、これについて具体的にどのような詳細なルールを定めていくかという点になります。

まず、開示内容については、仕様や利用条件の変更する内容、どのようなところが変更されたかというところ。それから、その理由、こうした点を開示事項としてはどうかと考えております。

さらに、開示の方法につきましては、先ほどの明確かつ平易な表現や日本語を用いることとということに加えまして、開示までの期間について、一定の期間を確保するというところで、具体的には下に記載していますように、これも現行の透明化法を参考に、例えば利用条件の変更についてはその15日前まで、また利用の全部拒絶についてはその30日前までと、こうした一定の期間を確保するというをルールとして定めていってはどうかと考えております。

また、次の19ページの一番下にありますが、こうした期間の確保に関しては、一方で十分な期間を確保する必要がないような例外的な場合もあろうかと考えておりました、例えば法令などに基ついて仕様などを速やかに変更する必要がある場合。こうした場合には開示までの期間の確保の義務など免除して、例えば先ほどの規約変更については15日前までとするのを免除して、遅滞なく開示する。そのような形で透明化法の規定も参考にしながら、例外事由を公取の規則で定めていくということが適当ではないかと考えているところです。

20ページ、最後3番目の必要な体制整備の義務についてであります、こちら透明化法を参考に、例えば仕様等の変更等が公正に行われることを確保するために必要な体制や手続の整備、また苦情処理、紛争解決のための必要な体制の整備、更にはアプリ事業者などと緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う、いわゆる国内管理人の選任、こうしたことを公正取引委員会規則で定めていってはどうかということと、さらに加えまして21ページにありますように、こうした体制整備の義務についてガイドラインにおいてその考え方を明確化していくということで、例えば2つ目の苦情処理や紛争解決のための体制については苦情を適切かつ迅速に処理するための基本方針やマニュアル、業務フローなどを構築することが望ましいといったことですか、また苦情や紛争の理由の分析を行って、それを今後のポリシーなどのアップデートの際に考慮していくことが望ましい。こうした考え方を示していくことができればと考えているところです。

事務局からの説明は以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、2、3名の委員の御発言に対してまとめて御回答を頂きます。

今回は特にどなたからというカテゴリーは設けませんので、委員の皆様から御意見、御質問が上がった順番に当てさせていただきます。

では、まず最初に山田委員、お願いいたします。

○山田委員 どうもありがとうございます。

この頂いたパッケージ自体は非常に詳しく書いてあって、ほかの公取の運用に比べても非常に基準が分かって、メリットはあると思っています。ただ、コメントとしてはこれをそれぞれの会社に聞いていただいて、できないとかこれをやるとこのような問題があるというようなことは指摘していただいて調整していただきたいと。

この第13条自体はそこまで大きな問題はないはずですが、もっとビックピクチャーとして、この優越的地位の濫用という分野は日本と韓国ぐらいしか真剣にやっている国はないわけですが、基準がはっきりしないことが外国企業にとって大きな問題になっているということをお話ししたい。今、ジオポリティカルな話などもあって、この30年間の日本の不景気からやっと日本に投資の目が向き始めて、本当に我々の業界にいると痛いほど風向きが変わったことを感じます。

そのときに、例えば楽天事件のような、きちんと説明、交渉したかという期間とかそういう全く基準がないところで執行がされるみたいなことを説明されると、外国企業は、それは怖い、ビジネスモデルとか様々な細かいことも何も変えられなくなってしまうから、日本に投資するのはリスクだというような会社も実際に出てくるわけです。

御案内のとおり、欧州の一部の国で、かなりソーシャリストのルールで特定の契約を2年間は変えられないなどと言っている国がありますけれども、実際にアメリカの会社はその国では特定のビジネスモデルをやらないとか、そこには投資しないとか、そういうことをやっている。

なので、私のコメントとしては、今回は十分に基準がクリアかを会社側ともっと相談していただきたいし、この優越のポイントとしてやっと投資の目が日本に向き始めたところを、それを日本は公取の執行が予測不能だから危ないとかそのように企業が考えるような運用とかルールというのが一番怖い。これがお伝えできればと思いました。

以上です。

○依田座長 僕の方も先に、事務局に質問させていただいて、それでリプライいただければと

と思いますが、今回先行する法律であった取引透明化法の方を基本的に御参考にさせていただいて第13条を定めていけばいいと思いますが、スマホ新法の方で取引透明化法とは違った点で、厳しくなっている点、弱くなっている点は何かございますか。そこを教えてください。

○稲葉室長 まず、最初の山田委員の御指摘については、今、座長からもありましたようにアプリストアに対しては既に現行の透明化法で同じような規定がありまして、それに基づいてプラットフォーム事業者の方でも一定の対応が取られてきたということかと思いますが、基本的にはそれと同じような対応をこの新法の下でもやっていただくことを前提に、詳細なルール設計をしていければと考えているところです。

一方で、座長からの御質問の答えにもなりますが、14ページを御覧いただければと思います。透明化法との違いとして、今回、スマホ新法の中ではこの下の表でいいますと、OS、基本動作ソフトウェアと、ブラウザ、については新しく義務がかかります。

それから、アプリストアについても仕様については、新しく義務がかかるということになりますので、特に先ほどもこの表の中で御説明しましたように、新しく義務がかかるOSやブラウザについて、例えばウェブサイト事業者との間では明確な契約関係がないということですか、さらにウェブサイト事業者は相当な数がいると思いますので、この第13条の規定の趣旨である、こうした利用事業者における不利益の防止という観点とともに、山田委員から御指摘のあった実際に指定を受けた事業者の方で対応が可能かどうかといったことも含めて今後関係事業者からもよく意見を伺いながらこの詳細なルールの設計をしていければと考えているところです。

○依田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。

石井委員、どうぞお願いします。

○石井委員 この法律、難しいと思いますが、透明化法との整合性が例外を含めて齟齬が生じないようにしていただければと思いました。

今、御説明していただいたスライド14とスライド15を含めて1点確認させていただきたいのですが、御説明があったように指定事業者とウェブサイト事業者の間には利用規約や契約がないので、少なくとも仕様を開示しなさい、それについては体制整備も行いなさいということだと理解しました。

仕様自体が限られていて、実際のウェブサイトのレイアウトが大きく変わるようなものが想

定されて、ほかの想定例は今のところは見られないということによろしいでしょうか。

ウェブサイトのレイアウトが変わるとさすがに事業者も気付いて問い合わせしてくるだろうからそれには対応できるようにしてください、そのような趣旨の規定でよろしいですか、という質問になります。

また、バグの修正については開示の必要がないとなると、国内管理人の体制は特設設けなくてもいいということでしょうか。これはスライド14、15の理解の確認になります。

あと2点あります。17ページ以下の開示の方法のところですが、日本語を用いること、というのは言うまでもないところですが、基本的に英語しか使わないような文章もあるのではないかと思います。

例えば、技術的な文章で、基本的に英語で書かれているようなものを日本語に翻訳する必要がどの程度あるのか。翻訳した結果、開示が遅れて、それが指摘されてしまうみたいなことがあると、それはそれで指定事業者に気の毒ですので、その辺の理解を確認したいと思います。

セキュリティとの関係については、セキュリティリスクがあるので拒否しましたということが、悪意のある事業者に分かってしまうと、かえってどこまでオーケーで、どこからはねられるのかということが分かってしまう場面があるのではないかと思います。理由が分かることによって弊害が生じる可能性があるのかということについて事務局のお考えを聞かせていただければと思いますので、お願いします。

○依田座長 ありがとうございます。

では、一旦ここでリプライをお願いいたします。

○稲葉室長 いずれも今後このような詳細についてどこまで規則で定めるのかですとか、またガイドラインでどのような考え方を示していくのかというところは、関係事業者などから意見も聞きながら更に詰めていければと考えているところではありますが、最初の仕様に関して特にウェブサイト事業者との関係でどうなのかというところに関しては、基本的な考え方としてはこちらにも書いたとおり、この相当程度の影響を与えるものということで十分ではないかと思っています。具体例についてはガイドラインの中で更にもう少し明確化していければと考えているところですし、それとの関係で国内管理人を設ける必要があるかどうかというところに関しても、先ほど申し上げたように、これは透明化法にない部分で新法で新しく加わってくる場所ですので、よく考えながら引き続き検討していければと思っています。

2点目も同じですが、特に英語の文章に関してどのようなところまで翻訳を求めていくのか

というところで、今日、提示させていただいている資料では、先ほど御指摘があった18ページでは、②の日本語を用いることというところで、基本的にはアプリ事業者などから求めがある場合に限定してはどうかと考えているところですが、現行の透明化法の運用なども参考にしながら引き続き考えていければと思っております。

最後の理由開示のところに関しては、こちら資料の19ページの中で、期間の確保の義務の免除について先ほどは説明をしたところですが、理由の開示義務についても同じく免除することが適当であるようなケースも当然あるかと思しますので、どこまで情報開示義務についてこうした例外を認めていく必要があるかということも引き続き関係事業者などともコミュニケーションを取りながら検討していければと考えているところです。

○石井委員 アップデートがありましたら、教えていただければと思います。ありがとうございます。

○依田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

増田悦子委員、どうぞお願いいたします。

○増田委員 21ページですけれども、②のところでは苦情処理、紛争解決のための必要な体制及び手続の整備ということが示されておりまして、このマニュアルの作成とか苦情の分析を行うということについて、非常に賛成しております。

ただ、窓口を設けても受け付ける人によって、判断が異なったり、マニュアルの運用、解釈に違いが出てきて、対応に差が出るということがよくありますので、内部で同じ理解となるようにしていただく必要があると考えております。

実質的に公正で適切な対応となっているかということについても検証が必要ではないかと思いました。

それから、③の国内管理人についてですけれども、是非設置していただければと思いますが、国内管理人の要件みたいなものについては何かお考えがあるのかどうかということについて、教えていただければと思います。日本語ができるとか、そのようなことがやはり必要かと思っています。

以上です。

○依田座長 最後のところ、私も忘れてしまって記憶が曖昧ですが、取引透明化法では国内管理人の設置は義務付けられてないのですでしたか。そこも含めて教えてください。

例えば、会社法などで国内連絡先が義務付けられていて、あとプラットフォームに関しては消費者庁の特定デジプラ消費者利益保護法の方でも連絡先窓口は決められていますが、その辺りと重なる部分やほかに御存じの点があったら、今の増田委員の御質問も含めて教えてください。

○稲葉室長 増田委員からの1点目については、おっしゃるように運用についてもしっかりと運用されるということが適当かと思しますので、そのためにもこうした方針やマニュアルを作っていくことは望ましい取組と言えらると思しますが、更に踏み込んで何かガイドラインで示していくことができないかという点については検討していければと思します。

それから、国内管理人の設置に関しては、座長からも御質問がありました、御指摘のように現行の透明化法においても、新法と重なっている部分で言うと、アプリストアについては同様の義務があるところ。したがって、今、透明化法に基づいて、そのような対応がされているということであると承知していますが、これは具体的にどのような対応が取られているのかとか、何か問題がないのか、十分なのか、そのようなところも踏まえながら、この新法の方でももう少し、例えばガイドラインで何か考え方を明確化していく必要があるかどうかというところを考えていければと思しているところ。

○依田座長 ありがとうございます。

ほかに、委員の皆様、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

伊永委員、お願いします。

○伊永委員 基本的には透明化法と同じ内容になっていて、特に問題は感じないのですが、プラスでもし定めることができるのであれば、定めておいた方がいいと思うことが1点あります。それは本件の規律を守るため、関係するデータの保存義務があると、後々問題が生じたときや、問題が生じなかったことを証明するときに役に立つのではないかと思したので、関連するデータを保存しておく手続を定めたらどうかと思しました。

これはDMA第26条でも同じような義務が課されているので、追加の負担にも特にならないのではないかと思っていますが、データは故意に削除するだけではなくて、定期的あるいはよかれと思っでプライバシーに関するものなどは消しがちですので、その対象から外してもらおうというだけになるわけですが、関連するデータの保存に関する記載をしたらどうかと思しました。

以上、コメントになります。

○依田座長 ほかはいかがですか。もう1つ、2つありましたら。

今の提案がどのぐらい事業者側にとって追加負担になるかどうか、飲んでいただけるかどうかという議論が出てくるとは思いますが、それも含めていかがですか。

なければ、一回、今の質問に対して事務局からお願いします。

○稲葉室長 仮にもしやるとした場合にはまた新しい義務ということになりますので、座長からも今どれぐらい負担があるかといった発言もありましたけれども、そのような点も踏まえながら、この新法の下でそのようなことができるかどうかということも含めこれから考えていければと思います。

○依田座長 ほかに第13条について追加の意見、コメントはございませんか。

上沼委員、どうぞ。

○上沼委員 透明化法の関係で、拒絶の場合の理由について、理由は言ってきたのだけどその理由が間違っており、それについて対応がされていないということがあったと仄聞しています。普通に解釈すれば、正しい理由が必要となるとは思いますが、文字面をそのまま読めば、適切性については言及されていないとは言えます。今回も、同じことが問題になるといけないと思いますので、透明化法の情報についても聞いていただければと思いました。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

第13条についてはよろしいですか。

では、ここまでのところで事務局の方からお願いします。

○稲葉室長 最後に上沼先生から頂いた点についても、透明化法を運用されている経済産業省とも様々な連携、調整をしながらスマホ新法の下で具体的にどのような規定を入れていくべきかという検討をしているところですので、引き続きそのような規定ぶりだけではなくて、今の運用の実態ですとか、そのようなところもよく我々の方で把握しながら検討していければと思います。

○依田座長 ありがとうございます。

今日、ほかに御発言等はございませんでしょうか。第6条および第13条、どちらでも結構ですので、何か御意見があればお願いいたします。

内閣官房のデジタル市場競争会議において報告書を取りまとめたのは、今から考えると3年

か4年前のことになりますが、当時の社会情勢を踏まえると、現在のような生成A Iの進展はまだ明らかになっていませんでした。そのため、当該報告書には生成A Iに関する視点が抜け落ちている状況です。

しかしながら、昨今の動向を見ますと、たとえばAppleが端末の開発段階で生成A Iを組み込んだ新型iPhoneを販売して時間が経過しており、事業者によってはOSに一体化する形で組み込むところがあれば、指定事業者ではない他の事業者も含めて、個別アプリとして生成A Iを組み込んでくるケースも見られます。

このような動きに対しては、スマホ新法の施行やガイドラインの策定後、速やかに対応を用意していく必要があると考えております。今後3年後の見直し、あるいはそれ以前の段階での見直しの可能性も含めて、対応を検討していく必要があると、座長として本日の議論を通じて強く感じているところです。

もっとも、現時点では、まず生成A I登場前の枠組みに基づいて新法の立て付けをきちんと整えることが先決であり、その上で速やかに生成A Iに関する検討に移行していくことになるだろうと考えております。

それでは、他に御意見、御質問などがなければ、ここまでとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日は、スマホ新法の第6条および第13条に関して、活発な御議論をいただきありがとうございました。事務局におかれましては、本日委員の皆様から出された御意見等も踏まえつつ、政令および公正取引委員会規則の制定、さらにはガイドラインの策定に向けて、どのように規定すべきかを含めて引き続き検討を進めていただければと存じます。

最後に、事務局より事務連絡等をお願いいたします。

○稲葉室長 本日もありがとうございました。

次回、第9回検討会につきましては3月10日を予定しておりまして、また詳細については事務局の方から追って御連絡いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○依田座長 ありがとうございました。

以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。